

第 1475 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 4 年 7 月 21 日 木曜日  
開会 10 時 00 分 閉会 12 時 00 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 3 出席者 | 教 育 長 | 稻田 新吾 |
|       | 委 員   | 奥野 史子 |
|       | 委 員   | 高乘 秀明 |
|       | 委 員   | 笛岡 隆甫 |
|       | 委 員   | 野口 範子 |
|       | 委 員   | 松山 大耕 |

4 欠席者 なし

5 傍聴者 1 名

6 議事の概要

(1) 開会

10 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1473 回、第 1474 回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 4 件、報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 2 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する事項について、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 2 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

(事務局説明 小枝 学校指導課担当課長)

まず、教科書採択の過程についてご説明する。

市立高校における教科書採択にあたっては、毎年、前年度までに文部科学省において検定された教科書の中から、本市教育委員会が定めた「教科書採択に関する基本方針」及び「選定の観点」に基づき、教科書選定委員会が審議をしている。

この「基本方針」については、教育委員会として、全校種共通の内容がふさわしいとの認識のもと、新学習指導要領でのはじめての採択を行った令和元年度の小学校における基本方針等を踏まえ、すでに高校等についても議決しており、学習指導要領の変更等がない限り、選定の観点を含め、継続して用いていくこととなっている。

今年度の選定委員会は、学識者や保護者代表を含む、39名の委員で構成し、5月28日に第1回目を開催し、令和5年度使用教科書の選定について教育長から諮問した。

その後、教科ごとに作業部会となる調査研究委員会が16部会に分かれて計30回開かれ、本市立高校の実情に即した最も適切な教科書について、精力的かつ慎重な審議を進めてきた。その作業に並行して、開かれた採択事務の一環として「教科書展示会」を、6月1日から6月28日まで実施した。

そして、7月11日に第2回目の選定委員会を開催し、選定委員会より選定教科書一覧表が教育長に答申され、本日、議案として提出させていただいた。

本日ご承認いただいたら、京都市立高等学校の管理運営に関する規則に則りまして、各学校長が令和5年度に使用する教科書を決定するという流れになっている。

続いて、学習指導要領と教科書採択についてご説明する。

令和5年度は、主に第1・2学年が新学習指導要領に基づいて編集された教科書（教科書目録第1部）を使用し、主に第3・4学年が、旧学習指導要領に基づいて編集された教科書（教科書目録第2部）を使用するため、「高等学校用教科書目録（令和5年度使用）」の第1・2部に登載されている教科書のうちから採択する。

続いて今年度の採択に係る検定教科書の特徴についてご説明する。

今年度は、新学習指導要領の下での2回目の教科書採択であり、主に低学年で展開する必履修科目の学習を前提に、発展的・専門的な内容を学習する科目にあたる教科書が加えられている。

特に話題にあがっている科目の概要を説明する。

まず、「国語」についてである。教科の目標は、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を育成することを目指し、全ての科目が新設となったり、教科の特徴として、3領域ごとの目安となる授業時数が示されている点が挙げられる。科目構成については、必修の2科目は昨年度にも採択されており、今年度は、その上位科目にあたる選択科目である4科目を採択する。「論理国語」は、創造的・論理的思考の側面の力を育成する科目として、社会生活に必要とされる実用的な文章が掲載されており、図表を読み解く評論等も多く掲載されている。「文学国語」は、感性や情緒の側面の力を育成する科目として、近代以降の文学的な文章が掲載されており、連詩を創作するなど、創作活動が充実している。「国語表現」は、今年度採択の予定教科書がないため、説明を割愛する。「古典探究」では、伝統的な言語文化に関する理解を深め、生きた言語として扱うことが出来る科目として、古典における論理的な文章や評論文など

が掲載されている。

次に、「地理歴史」についてである。教科の目標として、国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な資質・能力の育成することを目指し、新たに「探究」科目が設置された。科目構成については、昨年度に採択された必修の2科目に加え、今年度は、その上位科目にあたる選択科目である「探究」科目が採択される。また、「地理探究」では、現代世界に求められるこれからの日本の国土像を探究する科目として、地球的課題を SDGs と関連づけた内容が記載されており、各国の SDGs の達成状況などが分かりやすく掲載されている教科書もある。「日本史探究」と「世界史探究」では、現代の日本や世界の諸課題とその展望を探究する力を育成する科目として、時代の転換を歴史的環境から考察し、時代を通観する問いと仮説を生徒がたてるような構成や、数多くの問いや図版・地図・史資料を掲載し、生徒が主体的に探究するような構成を充実している。

今回採択しようとする教科書においては、新型コロナウイルス感染症に関する記述や関連する事象について、地理歴史や公民などの幅広い教科に盛り込まれるとともに、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに関する記述も盛り込まれているのが特徴的である

次に、選定教科書についてご説明する。全体としては、主体的・対話的で深い学びの実現につながるかという点や、カリキュラムマネジメントの観点から教科横断的な視点につながるかという点、各教科科目においては、それぞれの目標や教科科目特有の見方、考え方を育むために役立つか、という点を重点的に意識し、選定を行っている。

最後に、教科書展示会実施状況についてご説明する。教科書展示会には合計39名の市民の方にご来場いただき、寄せられたご意見は1件あったが、教科書の内容に言及したご意見ではなかった。

(委員からの主な意見)

**【松山委員】** 基本的に従来採択していた出版社の教科書をベースに選定しているのか。

特徴的に今回から採択する出版社や、今回から採択を取りやめる出版社はあるのか。

**【事務局】** 今回は新学習指導要領の2年目にあたり、基本的には昨年度採択した教科書をベースに上位科目等を選定しているので、同じ教科書会社の教科書を採択する傾向はある。

**【稻田教育長】** 文学作品が取り上げられないことが話題となつたが。

**【事務局】** 国語で社会的に話題になったのは、第1学年の「現代の国語」という科目において、文科省としては、文学作品を扱わないことを想定していたが、1社が小説を載せ、その教科書が全国で最も多いシェアになったということで、話題になった。

今回、上位科目として採択する「論理国語」については、主に説明文やデータの読み取り、新聞、裁判の判決文、法律の説明文章など、文学的な作品については取り扱わないこととなっている。「論理国語」で論理、「文学国語」で文学、と分けて教科書を作ることになっていたが、「論理国語」で検定に申請された13点のうち2点に夏目漱石等の小説が載っていることで話題になった。しかし、「文学国語」でも11点申請されたうち全ての教科書で評論文

を載せている。

【稻田教育長】 今回採択しようとする国語の4科目は、まんべんなく学ぶのか、それとも選択制なのか。

【事務局】 昨年度選定した、現代の国語と言語文化は必履修科目で、「現代の国語」では実用的な文章や論理的文章を取り扱い、「言語文化」では文学作品や古文、漢文などを取扱い、バランスよく履修した上で、4科目から選択する。

【野口委員】 成年年齢の引き下げに関する記載はどの教科書に盛り込まれているのか。

【事務局】 例えば、公民科であれば、帝国書院発行の教科書に「How to」という特設ページがあり、「金融・消費者教育」において、「契約で気をつけることは?」と題し、契約する前、契約した後に分けて留意点を解説されている。

また、家庭科についても、実教出版の家庭基礎において、第9章に「消費行動を考える」という章が設けられており、「多様化する販売方法」として「マルチ商法」や問題商法、ステルスマーケティングなどを紹介されている。また、消費者庁で作成された消費者教育教材「社会への扉」を家庭科の授業で活用し、「契約の重要性」「消費者保護の仕組み」についての学習を行うなどにも取り組んでいる。

【高乗委員】 最終的には学校で教科書を採択することになるが、今回提案された資料を見ると、教科によっては数社あるうちの1社だけが採択されているという状況もある。今回の提案にあたっては、学校現場と協議した上で選定された案となっているのか。

【事務局】 各学校に来年度開設する教科の状況や、意図を踏まえた使用教科書を聞き取っており、学校現場のニーズに対応出来る教科書であると考えている。

(議決)

教育長が、「令和5年度に京都市立高等学校において使用する教科書の採択について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第12号 令和5年度に京都市立小・中・義務教育学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について

(事務局説明 坂本 総合育成支援課長)

令和5年度に京都市立小・中・義務教育学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について説明する。なお、各委員の席の近くに、新たに採択予定の教科書の一部を見本として置かせていただいている。参考に手に取ってご覧いただけたら幸いである。

まず私から、育成学級及び総合支援学校で使用する教科書の採択の概要について、ご説明させていただき、その後、続けて伊丹首席指導主事から、選定した図書の実際の使用例について補足説明させていただく。

資料については、「1 議第12号（総合支援学校教科書採択）」フォルダをお開きいただき、その中の「3 議第12号説明資料」のPDFファイルをお開きいただきたい。

まず説明に入る前に、今回の育成学級及び総合支援学校の教科書の採択についての制度的な部分を改めて簡単にご説明させていただく。

小中学校の普通学級や高等学校の教科書は、原則、文部科学省の検定を経た教科書の中から各自治体の教育委員会が採択することとなっているが、育成学級及び総合支援学校においては、子ども一人ひとりの発達の状況に応じて、そうした検定済教科書に加えて、知的障害の段階に応じて文部科学省で作成された「文部科学省著作教科書」や、絵本や図鑑、その他書籍など一般図書からも、採択できることとなっている。

そうしたもと、とりわけ一般図書について、本市では1,200点を超える図書を採択しており、毎年、数十点の本が絶版となることもあるため、供給不能となった冊数などを踏まえて、毎年、一般図書を中心新たに教科書として選定、採択し、教科書の選択肢を確保しており、このたびの議案もその一般図書の追加採択をお願いするものである。

それでは、PDFファイルの「議第12号説明資料」に沿って説明させていただく。

まず、今回の採択にあたっては、学識経験者、保護者代表、教員、教育委員会事務局から、委員・専門委員あわせて21名による教科書選定委員会を設置し、資料中「1 教科書選定委員会日程」のとおり、調査研究を、小・中・高の3グループに分かれて行い、進めさせていただいた。

昨年に続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、選定委員の方々とは書面等により確認する方法を取りながら、随時、調査研究を進めていただき、7月6日に対面形式で開催した第2回選定委員会において、令和5年度に使用する一般図書について答申を受けたところである。

「2 令和5年度に小・中・義務教育学校育成学級、総合支援学校において使用する教科書」の表は、小・中・高の各段階で使用できる教科書を示したものである。「小学校育成学級 総合支援学校小学部」では、上から順に、「小学校で使用する文部科学省検定済教科書」に加え、「小学校育成学級・支援学校の小学部で使用する文部科学省著作教科書」、そして「一般図書」から選択、使用できることとし、その隣の列、中学校・中学部や高等部では、発達段階に応じて下の学年・学部の教科書も使用できることとしている。そして、このたびは、下段・太枠内の、供給不能等を踏まえて追加で選定した一般図書について、ご審議いただくものである。

次に、資料2ページ「3 選定冊数」であるが、今回の選定委員会では、一般図書について、小学校育成学級、支援学校小学部用に463点、中学校育成学級、支援学校中学部用に331点、支援学校高等部用に464点の計1,258点を選定した。新たに選定した一般図書は、計91点である。昨年から供給不能となった一般図書が52点であり、一般図書の冊数としては差し引き39点、増やすこととしている。

次に、「4 教科書採択に関わる基本方針」についてであるが、これら一般図書の選定は、採択にあたっての考え方として定めたこの基本方針に基づいて行っている。この方針については、学習指導要領の変更等がない限り、原則変更せず、昨年度と同様となっている。

次に「5 教科書展示会について」である。教科書展示会については、開かれた採択事務の一環として、今回は高等学校の教科書と合同で実施し、計39名の方に来場いただいた。そして来場者から、4件のご意見が寄せられた。そのうち教科書選定に関わるようなご意見は1件あり、「『働くの教科書』は就労後のイメージがしやすくてよい」というご意見であった。この『働くの教科書』は、知的障害のある方が企業等で働く姿を紹介する本で、昨年度に引き続き今回も採択させていただく予定の一般図書である。実際に当事者が実体験を紹介する本は多くはない中で、これまでから、有意義な図書として支援学校高等部の職業学科を中心に使用している一般図書であり、今後も、継続的に活用ていきたい

と考えているところである。今年度は、職業学科2校で使用されている。

4ページから7ページは、「教科書採択に関わる基本方針」を踏まえ、教科書を選定する種目ごとに設定した「選定にあたっての考え方」と「選定理由」を、小・中・高の段階別に一覧にまとめたものになる。

8ページは、このたび選定した一般図書等について、令和4年度の採択冊数、供給不能となった冊数、令和5年度に向けて新たに追加で選定した冊数を、教科種目ごとにした一覧である。左側の小学校、小学部の国語でみると、今年度用の教科書が55点あり、うち1点が供給不能となったため、令和5年度に向けては新たに2点を選定し、計56点としている。このように、供給不能になった点数プラス1点を基本に各種目選定し、年々、選択肢を増やすよう努めてきている。なお、下段の文部科学省著作教科書について変更はないため引き続き採択を予定している。

それでは、ここからは、伊丹首席指導主事に交替し、選定した図書の実際の使用例をご紹介させていただく。

（事務局説明 伊丹 首席指導主事）

私の方からは、京都市総合支援学校・育成学級教科書選定委員会において選定した、令和5年度の教科用図書として使用する一般図書について説明させていただく。はじめに資料の説明をする。

データ「2 議案別紙」は、「令和5年度使用 採択教科書（案）」である。この資料は、各調査研究グループの委員に作成いただいた資料を事務局でまとめたものである。この資料のうち、編掛けされている図書については、今年度新たに選定したもので、この編掛け部分のみを抜粋したものがデータ「4 新規一般図書一覧」である。本日は、今年度新たに選定した一般図書の一部を紹介する。データ「5 紹介用新規一般図書」を、説明と併せてご覧いただければと思う。

はじめに、小学校・義務教育学校（前期課程）育成学級及び総合支援学校小学部用に選定した図書37冊の中から2冊を紹介する。

小学校 No. 13 理科「しあわせほん くだものどうぞ」である。この本には、りんごやいちご、ぶどう、みかん、スイカ等の果物が登場する。まず、それぞれの果物の全体像が現れ、次に断面図、そして、食べるときの形が、しあわせとともに紹介される。例えば、キウイはこのように、「キウイをスパッ」ということで、縦に切った断面、横に切った断面が示され、次のページには皮をむいて刻まれて、「はい、どうぞ」と食べやすい形で現れる、というようなリズミカルな紹介である。身近な果物の中身について改めて注目することができ、実のなる植物に興味・関心を持つ導入として活用できる本である。また、植物の葉や根、花の様子やどのようにして実がなるのか、種の形等につなげることもできる。みずみずしく美しい果物のイラストも大変魅力的ではあるが、皮をむいて「はいどうぞ」というやりとりも非常に楽しく、食への興味や、色、形等、他の教科の内容と関連付けて学ぶこともできる。

次に、小学校 No. 24 図画工作「しあわせほん びっくりいろあそび」である。このように、白または黒を背景に、10色の色と、その色を連想する生き物が、様々なしあわせによって登場する。また、色は英語でも示されている。例えば、緑色のページでは、緑の蛇がよろりとでてくる、桃色のページでは、フラミンゴがすらりと現れる。オレンジ色は何が出てくるのだろうかと連想する生き物を考えたり、話し合ったりして、子ど

もたちが楽しみながら、色に親しめることが期待できる本である。また、仕掛けに興味を持って、自分で引っ張ったり、作ってみたりして楽しむこともできる。

続いて、中学校、義務教育学校（後期課程）、総合支援学校中学部用に選定した27冊の中から2冊紹介する。

まず、中学校 No. 1 国語「日本語オノマトペのえほん」である。オノマトペとは、ある状態を表現する際に便利な言葉である。例えば、雨が降っている状態を誰かに伝えようとした場合、オノマトペを使用することで細かいニュアンスまで伝えることが可能になる。弱い雨なら「シトシト」、激しい雨なら「ザーザー」といったオノマトペを使用すると、聞き手もどのような状態であるのかをイメージしやすく、長々と説明する必要がなく簡潔に伝えることができるというメリットもある。本書は、日常の動作や自然現象の中にあふれるオノマトペが多数掲載されており、日本語特有の表現が豊かになることをねらいとした書籍である。教室の中で、実演しながら擬音語・擬態語が楽しく学べる内容となっている。動物の表情豊かな絵も参考にしながら、「何があったのかな？」と想像したり、共感したりしながら、言葉を通して学びを広げることもできる。特別支援学校の学習指導要領の各教科の改訂のポイントの一つにあげられている、日常生活に必要な国語の特徴や使い方にもつながる1冊である。

次に、中学校 No. 21 技術家庭科の「イラスト版 子どものお手伝い」である。これは働くことの意義につながる本で、内容は、家庭での手伝いにどのようなものがあるのかを紹介している。どのようにその作業を行うのかがわかるように、イラストと文章で手順が書かれており、多くの生徒に分かりやすい内容となっている。手伝い、衣食住に関すること、自分の身の回りのこと、家族のため、など発達段階に応じた使い分けができるのが特徴である。手伝いをすることの意義や、それぞれの年齢にあった仕事・作業の紹介、周囲にいる大人がどのように教えたらしいのかということの解説もあり、学校だけでなく、家庭でも活用できる本である。例えば、風呂場での仕事、一人で留守番、省エネ・リサイクルなど、一つの事柄にも、たくさんの手伝いや役割があることがわかる。知的障害のある子どもは、異なる場面での般化が難しいが、学校で学んだことを家庭や地域でも生かせるようにつながりをもって学習ができる本である。

最後に、総合支援学校高等部用に選定した27冊の中から2冊紹介する。

まず、高等部 No. 2 社会「世界がぐっと近くなる SDGs とボクらをつなぐ本」である。名前は知っていても実際はどういうことなのか説明しづらい「持続可能な開発目標」SDGs であるが、この本は、「誰もが理解できる SDGs 本」である。また、学習指導要領の改訂のポイントである消費生活や環境の内容も取り扱っている。SDGs とは何か、自分事として理解するための入門書として、身近な内容を題材とした内容となっている。構成が1つの目標につき、1ページ目が漫画、2ページ目が文章での解説、3、4ページ目が見開きでイラストによる解説、5ページ目が僕らにもできる SDGs についての解説となっており、わかりやすく理解できるよう、工夫されてある。1つずつテーマを決めて、発達段階や生活年齢、子どもの理解に合わせて、身近な題材に置き換えながら理解を深めていく1冊である。

次に、高等部 No. 19 家政「こども衛生学」である。まさに今、誰もが手に取つてみたい1冊ではないかと思う。「空気の入れ替えはなぜするの?」、「ウイルスってばい菌なの?」、「賞味期限を過ぎたものは、食べちゃいけないの?」といった疑問に対する答えは、全て「衛生」に関係がある。この本では、感染症予防の考え方、食べ物の安全など、

子どもたちにとって身近な話題を扱っている。私たちの周囲にある、健康に悪影響を及ぼす様々なリスク、例えば、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症はもちろん、水、空気、食べ物の中に含まれる、健康に悪い影響を及ぼすかもしれない要因など、自分や周りの人を守るために、それについて知り、リスクを減らしていくことが大切であることを、大変わかりやすく説明している。食品の安全、食中毒の予防、調理器具の正しい取扱いについてなど、調理における衛生管理の大切さをかみ砕いて丁寧に学ぶことができ、日常生活と結びつけて学ぶことができる。さらに、災害が起きたときに使える衛生学も紹介されている。題名に「こども」とあるが、子どもはもちろん、大人にも役立つ、一生使える衛生学の基本が身につく一冊である。

説明は以上である。

(事務局説明 坂本 総合育成支援課長)

最終、議案としては、昨年度から変更のない文部科学省著作教科書 16 点及び、今回、供給不能 39 点を減らし、追加選定分 91 点を加えた一般図書 1,258 点の教科書を選定している。ご審議のほどよろしくお願いする。

(委員からの主な意見)

**【笹岡委員】** 毎年、子どもたちのために様々な図書を選定いただいており、ありがたいと感じている。どのような使い方をしているか伺いたい。一般図書は 1 人ひとりに 1 冊ずつか。先生も 1 冊持っているのか。子どもは教科書を毎日持つて帰っているのか。

**【事務局】** 子どもたちは、1 教科につき 1 冊を使用しており、教員も同じものを持っている。教科書の重さが通学の負担とならないよう、毎日持つて帰ることはなく、基本的には年度末まとめて持つて帰ることが多いが、夏休み前に一度持つて帰る学校もある。ただしいずれの場合も、年度初めの保護者との懇談の際に、どのような教科書を使用するか説明している。

支援学校では、生活単元に基づいて学習を行っているので、劇や遊びで教科書を利用したり、高等部では実習で利用したりしている。

**【笹岡委員】** みんな同じ種類の教科書を使うのか。

**【事務局】** 学年で同じ教科書を持っていることが多いが、子どもの実態に応じて一人ひとり違う教科書を選ぶこともある。

**【奥野委員】** 毎年多くの本を選定されており、大人が読んでもなるほどと思う内容の本も多い。1 教科につき検定本と一般図書が同時に渡されるのか。

**【事務局】** 1 教科 1 冊であるため、同時ではなくどちらか 1 冊である。

**【奥野委員】** この一覧にはあるが選ばれなかった本は、学校の図書館に置かれているのか。

**【事務局】** 学校内では、教科書担当者から、図書館担当者へ本を推薦することもあると思う。

**【事務局】** 普通学級での教科書のイメージと違って、支援学校等での生活単元に基づいた学習では、教科書以外の様々な教材を使用しており、それらの教材は学校で用意している。

【野口委員】 「子どものお手伝い」という家事に関する本があるが、本の内容が各家庭のルールと異なっていることもあると思う。子どもが学校で教わったように家庭でお手伝いをしようとしたし、保護者は学校でどのように教わってきたのか知らずにそのやり方を否定する、というようなことがあると、子どもがショックを受けると思うので、ケアをお願いしたい。

【事務局】 ご指摘のとおり、学校の指導内容と家庭のルールを一致させることは非常に重要であり、学校と家庭の連携は常に密に行わなければならない。

【松山委員】 昔に比べ近年は価値観が変化していると思うが、絶版による供給不能以外の理由で、例えば内容が時代にそぐわないなどで不採用にした本はあるのか。

【事務局】 供給不能以外の理由では無い。時間の制約がある中で、1000冊以上ある図書の中身を1冊ずつ点検することは難しいため、タイトル等を参考に現在読んでもおかしいものがないか確認している。

【松山委員】 動画版の教科書はあるのか。

【事務局】 文部科学省は紙ベースの教科書を原則としているが、近年教科書のデジタル化の実証研究が進んでいる。学校現場では、教科書以外に映像など視聴覚教材を利用している。

【高乘委員】 普通学級と育成学級・支援学校では教科書の位置付けが違うように思う。普通学級では学習指導要領に沿った検定本を中心に1年間のカリキュラムが組まれている。一方で、育成学級・支援学校で用いる一般図書は、教科の年間のカリキュラムを網羅しておらず、学習活動の中心は体験等を通じた学びが土台となっている。教科書として1年間使い続けられるわけではないため、学習活動では採択した一般図書以外の教材をいかに準備できるかも重要になってくる。教科書としては1種類の本しか採択できないので、各校の図書館には教科書として選定されたその他の一般図書を積極的に配架するような体制にしてはどうか。教科書として選定され、高い評価を得た一般図書を多く揃えることで、教科学習との関連付けを意識した図書館となるのではないか。

【事務局】 おっしゃる通りである。教員が教科書を選ぶ際、本の内容をネットで調べ参考にすることがあるが、学校の図書館に本があれば非常に選びやすいし、なにより支援学校等においては、貴重な教材となるものであり、今後も可能な限りそうした観点を踏まえて図書館の蔵書整備を進めてまいりたい。

【笹岡委員】 育成学級においては、検定本と一般図書、どれくらいの割合で使用されているのか。

【事務局】 約6割が検定本である。育成学級は普通学級との交流学習もあるので、検定本の割合が高い。

(議決)

教育長が、「令和5年度に京都市立小・中・義務教育学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案2件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、非公開

## オ 報告事項

### 報告 京都市の教員の働き方改革について

(事務局説明 加藤 教職員人事課担当課長)

#### 【京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針】

本市の働き方改革については、その方針と数値目標を定め、取組を進めている。この間の経過としては、平成31年4月に「働き方改革関連法」が試行され、時間外労働の上限規制が導入された（原則として月45時間、年360時間）。これを受け、令和2年1月に文科省大臣指針が告示されている。これは、公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠を持つ指針に格上げしたものである。上限時間は法と同じ基準である。

本市においても、令和2年4月に教育委員会規則として「京都市教育職員の在校等時間の上限」を規定・施行するとともに、「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」を策定・施行した。

方針に定める数値目標は以下の3点である。

- ① 在校等時間にかかる超過勤務月45時間以内の達成
- ② いわゆる過労死ラインである月80時間超えの教員を毎年度「ゼロ」とする
- ③ 年休や男性育休取得等の数値目標の達成（具体的な数値目標は資料のとおり）

#### 【学校・幼稚園の超過勤務の状況】

令和3年度の教育職員の超過勤務状況について報告する。管理職を除く教育職員の月あたりの平均超過勤務時間数を校種別にみると、令和元年度から2年度にかけては、全ての校種で減少し、令和2年度から3年度にかけては、幼稚園以外では増加した。校種別では、中学校での超過勤務が44時間44分と多い状況。令和2年度は、4月と5月が新型コロナウイルスの影響で臨時休業期間となっていたため、それらを除く6月～翌年3月の実績で比較すると、令和3年度は全ての校種で超過勤務時間数は減少した。

超過勤務の内訳をみると、令和3年度、月当たりの平均超過勤務時間数が45時間以下であるのは全体の65.9%、45時間を超え80時間以下は32.5%、80時間超は1.6%である。数値目標①に対する達成率はというと、現在、全体の約66%程度が達成していると言える。

これを各校種ごとに見た場合、月当たりの平均超過勤務時間数が45時間以下である教員は、幼稚園と総合支援学校では95%弱、小学校と高等学校では70%程度、中学校では55%弱となっており、中学校では厳しい状況である。

ひと月80時間を超える超過勤務を行った教員の割合は、令和3年度、4月と6月と10月において7～8%と高い。各校種ごとに見ても同様の傾向があり、この時期が学校現場において繁忙期であると言える。年間を平均すると3.8%であり、令和元年度と比較

して減少傾向にはある。8月は夏休みであり、超過勤務は少なくなるが、それでも超過勤務が80時間を超えている教員が0.1%あり、数値目標②を達成した月はまだないという状況である。

#### 【新「仕事と子育て応援プラン」の状況】

令和3年度の年休取得日数は14.6日、男性育休取得率は12.2%、出産補助休務については3.4日と全体的に増加傾向。特に、男性育休取得率は年々増えており、目標値まであと少しという状況。この度の民間育児・介護休業法の改正により、取得促進に向けた取組を更に進める必要がある。

現状では、方針に定める数値目標はいずれも未達成であるが、目標値に向けて、数値は改善してきているところ。コロナ禍であり、学校現場は引き続き厳しい状況であるが、各校において、超過勤務縮減に向けた取組を推進いただいている。

#### 【現在の学校現場の状況】

管理職の話を聞いてみると、学校現場では教職員の意識改革は進んできていると思われる。平成27年度頃は夜10時頃に学校の電気がついていることが珍しくはなかったが、現在は生徒指導等の緊急対応がない限り、遅くとも夜8時頃には閉まっている。それでも遅いが、これまでと比べると随分と早くなっている、定時退校日も多くの学校で設定され、電話対応終了時刻も保護者の理解が進み、電話もほぼかかってこないと聞いている。

また、時間の使い方の傾向として、子育てや介護などの事情がある教職員が、効率的に業務を行っていることが多い、一方でそのような制約がない場合は長時間勤務になる傾向があると聞く。さらに、主任など、校内組織の中心として多くの役割を担う場合や、若手教職員など経験が不足することから一つの業務に時間がかかる場合に、超過勤務が多くなるようである。

管理職は、超過勤務縮減の取組と並行して、働きやすい職場づくりを意識されている。体調不良等の理由ではなく、自分の時間を過ごすための年休取得を推進されたり、教職員が自己有用感を感じられるような仕組みづくりに取り組まれている。

現状、管理職自身の負担は縮減できていないという課題がある。先ほど、管理職を除く教育職員は、臨時休業期間を除く6月～翌年3月の超過勤務は減少傾向と報告したが、管理職の場合は、その期間の比較においても横ばいである。特に教頭の負担が大きい。

#### 【令和4年度 働き方改革に向けた主な取組】

校務支援員については、本市独自予算も活用しながら、全校園への配置を継続している。教材準備やコピー作業、消毒作業などを担っていただいているが、直接的に教員の負担軽減につながると評価は高い。

電話対応終了時刻についても、今年度から小学校と中学校で原則30分前倒しをしている。小学生と中学生では下校時刻に差があることから、終了時刻も30分ずれているが、今回、小学校と合わせて18時30分に設定された中学校も多いようである。

ICTを活用した更なる校務の効率化として、特定の教員に負担が集中しないような体制の確立も進めており、中学校での採点補助ソフトの活用（採点時間は約半分に）や、Teamsを活用した情報共有、Formsによるアンケート集計や保護者からの欠席連絡フォームなどの活

用も進んでいる。

また、全市の小学校において、教科担任制を推進している。本市では、これまでから専科指導教員の配置の拡大も行ってきたが、今年度から、国としても教科担任制加配を行うなど、取組を推進している。加配数としては不十分な中ではあるが、各校がそれぞれの体制の中でできる教科担任制を工夫して実践している。学校現場からは、持ち時間数の軽減や授業準備の負担減という働き方改革の効果だけではなく、組織的な児童理解や授業力向上、抱え込みの解消などの効果も見られるという声を聞いている。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】自分の時間を過ごすための年休は実際取得することはできているか。

【事務局】実際には、学校の先生方は体調不良以外の理由で急に休むということが難しいため、校長も含めて、計画的に年休を取得し、年休取得日をあらかじめ共有することで、校内全体で授業等をサポートする取組を始めているところもある。

【稻田教育長】学校の先生が年休を取ろうとすると、どうしても夏休みなど学校に子どもがいない間に取得することになるが、視察に行ったある中学校では、必ず前期に一日、後期に一日年休を取得するように計画を立てるようにしている学校もあった。

【笹岡委員】先生が平日に年休を取得することに対する社会的な理解も、これからもっと進めていかないといけないと感じている。

【奥野委員】4月、6月、10月に超過勤務時間が多いのは、年度当初の繁忙期や運動会などのイベントがある月だからということなのか。

【事務局】全校種で同様の傾向が見られ、4月は年度当初、6月、10月は学校行事等によるものかと思われる。また、生徒指導上の課題に対応しなければならない事案が6月、11月頃に増加する傾向にあるという話も聞く。

【奥野委員】中学校の超過勤務時間80時間超がなかなか減らないのは、やはり部活動が原因ということなのか。

【事務局】中学校はそれも大きい要因の一つではないかと考えている。平日は部活動自体は勤務時間内に終わるが、部活動後の勤務時間外に自分の仕事をすることになり、休日は、部活動がすべて超過勤務時間となる。同じ条件の高等学校もそうではないかと思われるが、高等学校のほうが、1校あたりの教職員数が多く、教務部、進路部等、組織的に分業していることに加え、子どもたちの発達段階も異なるため、例えば、生徒指導に関しても家庭訪問の頻度などにおいて差が出てくると思われる。

【奥野委員】今後部活動の外部委託が進んでいくと、それも少し解消される可能性があるのか。

【事務局】実際にやってみないとわからない部分もあるが、部活動に関わる超過勤務は確実に減少するのではないかと考えている。

【奥野委員】男性の育休取得率が増加傾向であり、数値的には喜ばしいことだと感じるが、どのような背景で増加傾向となっていると考えられるか。

【事務局】若手の男性教員も子育てに積極的に関わり、「夫婦で子育てをする」という考え方方が広まっているのではと考えている。ただ、取得期間としては、女性教

員ほど長期間取得する男性教員は少ない。

【奥野委員】管理職の年齢の方々と、若い人たちの考え方や感覚が違うので、管理職にいかに理解してもらうか、意識改革が大切である。

【事務局】管理職も理解はしているが、どのように学校を運営していくかと悩まれることもあると思うので、そこは意識付けしていきたい。併せて、いかに教頭の負担を減らせるかということも引き続き考えていくと思う。

【松山委員】学校が選挙の投票所になる際や、地域の方々が会議等で学校を利用する際に、教頭先生が休日に学校に来られたり、平日遅くまで学校に残っておられるケースがあると聞く。例えば、学校の部屋の配置を変えるだけで、セキュリティ上の課題が解決でき、施錠等を地域の方にお任せできるようになるケースもあると思われる。こうした本来の教育目的以外の拘束時間を解消する方法は何か考えられないか。

【事務局】教頭が責任をもって学校施設を管理しているという意識が強いことに加え、学校としても地域の皆様にお世話になっていると考えているため、結果として教頭が学校に残るケースが多いと考えられる。こういった、休日も含めた本来の学校教育活動以外の学校施設利用に関する地域の皆様へのご理解や管理職の負担軽減の方策を検討していくことは大きな課題である。

【教育長】地域の皆様が鍵を管理して、自分たちで施錠していただいている地域もある。学校の働き方改革を地域・保護者の方に発信していく中で理解いただくことも必要である。現在はコロナ禍で地域行事が縮小している状況であるが、今後復活するときに、以前と同様に管理職が出勤せざるを得ない状況にならないよう、引き続き理解を求めなければならない。

【野口委員】学校でICTを活用することで、働き方改革にどのくらい効果があったか。学校によってICTを上手く活用されているところと、そうでないところで差が出てくるのではと思うが、今の段階でそういった状況はあるか。

【事務局】採点補助ソフト導入により、作業時間が半減したと聞いている。また、欠席連絡フォーム導入により、朝の電話時間が激減し、必ずしも朝早くに出勤しなくともよくなるため、超過勤務時間縮減につながっているのではと考えている。ただし、GIGAスクール構想を進める中で、ICTが得意な一部の先生に負担が集中することは避けなければならないと考えており、好事例をいかに発信していくかが課題である。また、先生方はこうした取組により生み出された時間を教材研究や新たな仕事に充てられることが多い。そのことは決して悪いことではないが、時間の使い方の意識改革を進めていかないと、超過勤務時間の縮減にはつながらないと考えている。

【高乘委員】小学校で教科担任制が推進されているが、学校規模等により専科の先生が加配されるケースもあるだろうが、一般的には、加配がない中で、担任同士が得意教科を持ち合う方法ではないかと思う。教科担任制について、現場の先生の意識や取組への姿勢はどうか。

【事務局】まだスタートしたばかりであるが、校長会の中でも好事例を情報共有していただくななど、積極的に進めている。実際にやってみると効果的だという声が現場教員から上がっている一方で、やはり一人ですべての教科を教えたいたという教員は一定数いると思う。今後そういった教員にどのように

アプローチしていくかという課題はあるが、推進の方向性は学校現場と一致している。

【高乗委員】是非推進していただけたらと思う。

(3) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

6月30日 鈴木章一郎副市長退任

7月 1日 坂越健一副市長就任

7月 13日 教育福祉委員会

7月 15日 第51回京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

7月 16日 上鳥羽小学校150周年記念式典

○事務局から当面の日程について説明

(4) 閉会

12時00分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長